十一　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から一二の項までを削る。

十二　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項及び三九の項を削る。

十三　平成十三年総務省告示第七百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を削る。

十四　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

第一項の表四三の項を次のように改める。

四三	削除

十五　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五六の項を次のように改める。

一五六	削除

十六　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項及び二六の項を次のように改める。

二五	削除
二六	削除

第一項の表三三の項及び三四の項を次のように改める。

三三	削除
三四	削除

第一項の表三九の項及び四〇の項を次のように改める。

三九	削除
四〇	削除

第二項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

第二項の表一三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十七　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第二項の表一の項及び二の項を削る。

第三項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第三項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第三項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第三項の表七の項を次のように改める。

七	削除

十八　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表三の項を削る。

十九　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表二の項及び三の項を次のように改める。

二	削除
三	削除

二十　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六六の項を削る。

二十一　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇六の項を次のように改める。

二〇六	削除

第一項の表二三二の項を次のように改める。

二三二	削除

二十二　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表八四の項を次のように改める。

84	削除